

特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月28日

岩手県知事 増田 寛也

岩手県条例第26号

特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和27年岩手県条例第7号）の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>(退職手当)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2 前項の退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額に在職月数を乗じて得た額に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 知事 <u>100分の80</u></p> <p>(2) 副知事 <u>100分の50</u></p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>3～5 [略]</p>	<p>(退職手当)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2 前項の退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額に在職月数を乗じて得た額に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) 知事 <u>100分の65</u></p> <p>(2) 副知事 <u>100分の45</u></p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p>3～5 [略]</p>
2	<p>(給与の額)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 前条第1項の通勤手当、寒冷地手当及び期末手当の額は、一般職の職員の例による。ただし、一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年岩手県条例第48号。以下「給与条例」という。）第38条第2項中「100分の140、」とあるのは「100分の160、」と、「100分の160」とあるのは「100分の175」とする。この場合において、期末手当基礎額は、知事が別に定める特別職の職員を除き、給与条例別表第1行政職給料表（以下「行政職給料表」という。）<u>11級</u>の職務にある職員の例による。</p> <p>(給与に関する特例)</p> <p>第4条 県議会の議員に対しては、第2条第1項の規定にかかわらず期末手当を支給するものとし、その額は、一般職の職員の例による。ただし、給与条例第38条第2項中「100分の140、」とあるのは「100分の160、」と、「100分の160」とあるのは「100分の175」とする。この場合において、期末手当基礎額は、行政職給料表<u>11級</u>の職務にある職員の例による。</p> <p>(退職手当)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 第1項の退職手当の支給については、<u>前4項</u>に定めるもののほか、退職手当条例の定めるところによる。ただし、<u>同条例</u>第7条第3項及び第8条第2項の規定については、この限りでない。</p>	<p>(給与の額)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 前条第1項の通勤手当、寒冷地手当及び期末手当の額は、一般職の職員の例による。ただし、一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年岩手県条例第48号。以下「給与条例」という。）第38条第2項中「100分の140、」とあるのは「100分の160、」と、「100分の160」とあるのは「100分の175」とする。この場合において、期末手当基礎額は、知事が別に定める特別職の職員を除き、給与条例別表第1行政職給料表（以下「行政職給料表」という。）<u>10級</u>の職務にある職員の例による。</p> <p>(給与に関する特例)</p> <p>第4条 県議会の議員に対しては、第2条第1項の規定にかかわらず期末手当を支給するものとし、その額は、一般職の職員の例による。ただし、給与条例第38条第2項中「100分の140、」とあるのは「100分の160、」と、「100分の160」とあるのは「100分の175」とする。この場合において、期末手当基礎額は、行政職給料表<u>10級</u>の職務にある職員の例による。</p> <p>(退職手当)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 第1項の退職手当の支給については、<u>前各項</u>に定めるもののほか、退職手当条例の定めるところによる。ただし、<u>退職手当条例</u>第7条第3項及び第8条第3項の規定については、この限りでない。</p>

附 則

1～4 [略]

5 知事、副知事、出納長、県議会の議員及び県議会の議員のうちから選任された監査委員が内国を旅行した場合に支給する鉄道賃及び船賃の額については、当分の間、別表第2中「行政職給料表11級の職務にある職員と同一の額」とあるのは、「国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）第2条第1項第3号に規定する指定職の職務にある者と同一の額」として、同表の規定を適用する。

6～18 [略]

別表第1（第3条関係）

名 称		給料又は報酬
知事		月額 1,300,000円
副知事		月額 1,000,000円
出納長		月額 840,000円
県 議 会 の 議 員	議長	月額 930,000円
	副議長	月額 830,000円
	議員	月額 800,000円
教育委員会 の委員	委員長	月額 199,000円
	委員長職務代理者	月額 191,000円
	その他の委員	月額 180,000円
選挙管理委 員会の委員	委員長	月額 198,000円
	その他の委員	月額 179,000円
監 査 委 員	県議会の議員のうちから選 任された監査委員	月額 100,000円
	識見を有する者 のうちから選任された監 査委員	月額633,000円以内で知事 が定める額
	常勤の者	月額 238,000円
人事委員会 の委員	委員長	月額 198,000円
	その他の委員	月額 179,000円

附 則

1～4 [略]

5 知事、副知事、出納長、県議会の議員及び県議会の議員のうちから選任された監査委員が内国を旅行した場合に支給する鉄道賃及び船賃の額については、当分の間、別表第2中「行政職給料表10級の職務にある職員と同一の額」とあるのは、「国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）第2条第1項第3号に規定する指定職の職務にある者と同一の額」として、同表の規定を適用する。

6～18 [略]

19 知事、副知事及び出納長の平成18年4月から平成19年3月までの間に支給されるべき給料は、第3条第1項の規定にかかわらず、知事にあつては月額1,054,000円、副知事にあつては月額864,000円、出納長にあつては月額729,000円とする。

別表第1（第3条関係）

名 称		給料又は報酬
知事		月額 1,240,000円
副知事		月額 960,000円
出納長		月額 810,000円
県 議 会 の 議 員	議長	月額 890,000円
	副議長	月額 800,000円
	議員	月額 770,000円
教育委員会 の委員	委員長	月額 189,000円
	委員長職務代理者	月額 182,000円
	その他の委員	月額 171,000円
選挙管理委 員会の委員	委員長	月額 189,000円
	その他の委員	月額 171,000円
監 査 委 員	県議会の議員のうちから選 任された監査委員	月額 96,000円
	識見を有する者 のうちから選任された監 査委員	月額604,000円以内で知事 が定める額
	常勤の者	月額 227,000円
人事委員会 の委員	委員長	月額 189,000円
	その他の委員	月額 171,000円

公安委員会 の委員	委員長	月額 <u>198,000円</u>
	その他の委員	月額 <u>179,000円</u>
労働委員会 の委員	会長	月額 <u>198,000円</u>
	会長代理	月額 <u>191,000円</u>
	公益委員	月額 <u>174,000円</u>
	使用者委員 労働者委員	月額 <u>158,000円</u>
収用委員会 の委員	会長	月額 <u>75,000円</u>
	その他の委員	月額 <u>66,000円</u>
海区漁業調 整委員会 の委員	会長	月額 <u>59,000円</u>
	その他の委員	月額 <u>47,000円</u>
内水面漁場 管理委員会 の委員	会長	月額 <u>29,000円</u>
	その他の委員	月額 <u>26,000円</u>
上記以外の 特別職の職 員	常勤の者	月額 <u>531,000円</u> 以内で知事 が定める額
	非常勤の者	月額にあっては <u>609,000円</u> 以内、日額 にあっては <u>32,000円</u> 以内で知事が定める額

公安委員会 の委員	委員長	月額 <u>189,000円</u>
	その他の委員	月額 <u>171,000円</u>
労働委員会 の委員	会長	月額 <u>189,000円</u>
	会長代理	月額 <u>182,000円</u>
	公益委員	月額 <u>166,000円</u>
	使用者委員 労働者委員	月額 <u>151,000円</u>
収用委員会 の委員	会長	月額 <u>72,000円</u>
	その他の委員	月額 <u>63,000円</u>
海区漁業調 整委員会 の委員	会長	月額 <u>57,000円</u>
	その他の委員	月額 <u>45,000円</u>
内水面漁場 管理委員会 の委員	会長	月額 <u>28,000円</u>
	その他の委員	月額 <u>25,000円</u>
上記以外の 特別職の職 員	常勤の者	月額 <u>506,000円</u> 以内で知事 が定める額
	非常勤の者	月額にあっては <u>581,000円</u> 以内、日額 にあっては <u>31,000円</u> 以内で知事が定める額

別表第2（第7条関係）

知事	行政職給料表 <u>11</u> 級の職務にある職員と同一の額。ただし、知事、副知事、出納長及び県議会の議員が外国を旅行する場合にあっては、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号。以下「旅費法」という。）別表第2に掲げる指定職の職務にある者と同一の額
副知事	
出納長	
県議会の議員	
教育委員会の委員	
選挙管理委員	
監査委員	
人事委員会の委員	
公安委員会の委員	
労働委員会の委員	
上記以外の特別職の職員	行政職給料表 <u>9</u> 級以下の級で知事の定める級の職務にある職員と同一の額

別表第2（第7条関係）

知事	行政職給料表 <u>10</u> 級の職務にある職員と同一の額。ただし、知事、副知事、出納長及び県議会の議員が外国を旅行する場合にあっては、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号。以下「旅費法」という。）別表第2に掲げる指定職の職務にある者と同一の額
副知事	
出納長	
県議会の議員	
教育委員会の委員	
選挙管理委員	
監査委員	
人事委員会の委員	
公安委員会の委員	
労働委員会の委員	
上記以外の特別職の職員	行政職給料表 <u>7</u> 級以下の級で知事の定める級の職務にある職員と同一の額

備考 改正部分は、下線の部分である。

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、表2の項の改正部分は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例別表第2の規定は、前項ただし書に規定する日以後に出發する旅行について適用し、同日前に出發した旅行については、なお従前の例による。